消費生活協同組合に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十一月十四日

提出者 浦 \Box

鉄 男

議 院 議 長 幣 原 喜 重 郎 殿

衆

消費生活協同組合に関する質問主意書

る。 をなしているが、 対する国民大衆の不信の声をすら多く聞くのである。それは、 1 消費生活協同組合法施行以来、 L むしろはなはだしく不良である。 か ŧ, 銀行、 資金面 信用 組合、 に重大なる支障のあることは、 国民 すでに五 金融 殊に乱脈なる経理、 松庫等 一百余の \dot{O} 組合の成立を見ているが、 金融機関 所管当局 は、 無為無能なる経営の結果は、 経営者の人物の問題も根本的に大きな原 なんら積極的 も明らかにこれを認めているところであ その成績は遺憾ながら なる援助の態度を示さないば 組合法その ものに 振わ 闵 な

 \mathcal{O} か 本質 ŋ か、 か ら外れ 蔭 では、 L む しろ、 め、 V 1 反対の意思を表明 ては健全なる経営を不可能ならしめてい してい る事実すらある。 る。 従つて、 よつて政府に対し 無理、 な 金融 が、 こて次の 経営をしてそ 諸 頃に

き質問する。

の助長育成に熱意を欠くやに承知するが、その真意をただしたい。 消費生活協同組合法が成立したる当時の経済状勢と、 現在のそれとの変化により、 現政府は、 組合

監督は、 單位組合については、 地方庁に委任されてあるが、 その監督の事実と実績を知らない。 監

督のねらいとその実施状況を問う。

三 政府は、その公益性を確認するならば、

すべきと信ずるが、政府に、 その計画ありや。しからざれば、 銀行その他の金融機関に対して、 一定

消費生活協同組合中央金庫

(仮称)

の如き融資機関を確立

のわくを與えるまで、 積極的に融資をなすよう指示すべしと考えるが 如何。

匹 中央機関として消費生活協同組合運営委員会 (仮称) の如きものを設立して、 全国的にその健全に

して進歩的なる運営を指導啓発する意図はないか。

五 国際生活協同 組合連盟より、 加 盟 の招請あるやの報道を聞知するも、これに対する当局の処置如何。

右質問する。